

# 米国ドル建終身保険 (無配当)

為替リスクに関するご案内

お客さまに、生命保険の魔法の力を。



# 米国ドル建終身保険

(無配当)

## 一生涯の死亡保障を米国ドルで実現

### 特長

- 1 安心の保障が一生涯続きます。**  
保障は一生涯にわたるため、何歳で死亡されても保険金をお支払いします。
- 2 この保険は「米国ドル」でお取扱いします。**  
保険料は米国ドルでお払込みいただき、死亡・高度障害保険金等は米国ドルでお支払いします。  
※米国ドルでお取扱いするため、送金手数料等が必要な場合があります。
- 3 「円」でのお取扱いも可能です。**  
当社が用意している円に換算する特約を付加していただきますと、会社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算した金額で、保険料のお払込みや保険金・解約返戻金等のお受取りができます。
- 4 主として米国債券等を活用した安定的な運用を目指します。**  
お預かりした保険料は、プルデンシャル・ファイナンシャルの強力なサポートの下で、米国債券等を活用した安定的な運用を目指します。
- 5 契約者貸付制度をご利用いただけます。**  
途中で資金が必要になった場合、解約返戻金をもとに契約者貸付制度をご利用いただけます。  
※貸付額と利息の合計額が解約返戻金を超えた場合、失効し保障がなくなります。また、貸付の元本金が未返済の場合、お支払いする保険金等の額から控除いたします。  
※貸付には所定の利息が発生します。
- 6 高額割引制度の適用があります。**  
ご契約の保険金額が5万米国ドル以上の場合には、高額割引制度の適用により、保険料は割安となります。  
※保険金額に応じて割引される金額は異なります。

●ご検討にあたりましては、必ず8Pの「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

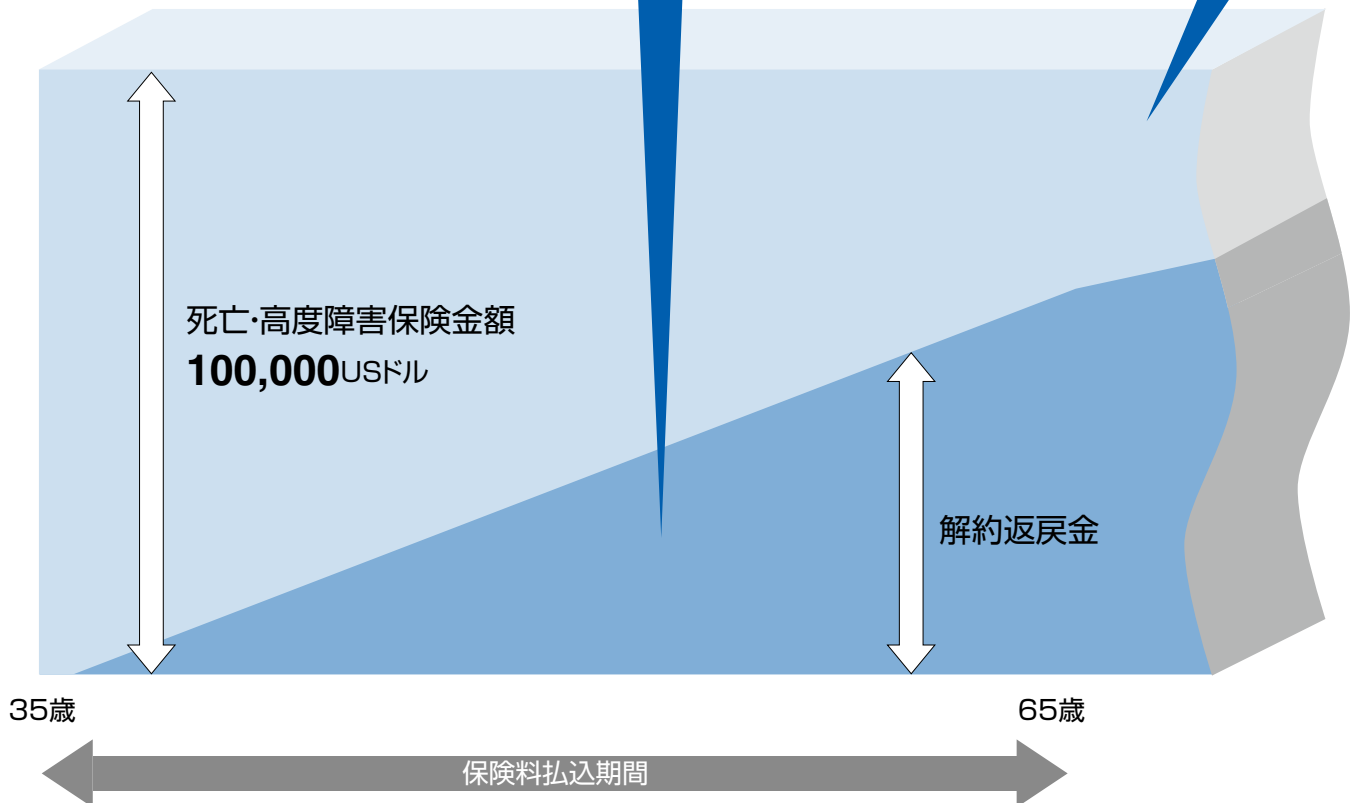
## ご契約例

契約年齢:35歳(男性) 保険期間:終身 保険料払込期間:65歳  
死亡・高度障害保険金額:100,000USドル  
月払保険料:161.40USドル(高額割引制度適用)

解約返戻金は次のように増加します。

- 10年後(45歳)で **15,780USドル**
- 20年後(55歳)で **35,880USドル**

一生続く保障



## 外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

### ご契約に係る費用

外貨建の保険では、ご契約者からの保険料などのお支払いみや、当社からの年金・保険金・解約返戻金等のお支払いなど、お客様と当社との金銭の授受をすべて外貨で行います。これら金銭の授受の際には、ご利用される金融機関により送金手数料や諸手数料<sup>\*1</sup>が必要な場合があります。これらの手数料はご契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加された場合、保険料の日本円でのお支払いみや、年金・保険金・解約返戻金等の日本円でのお受け取りができます。日本円への換算は、当社適用レート<sup>\*2</sup> (TTSを上限、TTBを下限とします)により計算されます。

<sup>\*1</sup> 外貨取扱手数料等、金融機関により手数料種類は異なります。

<sup>\*2</sup> 当社が主として取引する三菱東京UFJ銀行の為替レートにより決定します(登録日時点)。

### 為替リスク

為替相場の変動による価格変動リスクを、為替リスク<sup>\*3</sup>といいます。外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取り扱います場合には、為替リスクがあります。為替相場の変動によりお受け取りになる年金・保険金等の円換算額が、ご契約時における年金・保険金等の円換算額を下回る場合や、日本円でお受け取りいただく年金・保険金・解約返戻金等の額が、日本円でお支払いいただいた保険料の合計額を下回る場合があるため、損失が生じるおそれがあります。この保険に関する為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

<sup>\*3</sup> 為替リスクの詳細については、「為替リスクに関するご案内」をご覧ください。

## 為替リスクに関するご案内

この保険を円でお取扱いする場合に用いる当社適用レートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々設定されます。この当社適用レートの変動によって、下記のリスクが生じます。このリスクは、保険契約者または保険金受取人に帰属します。

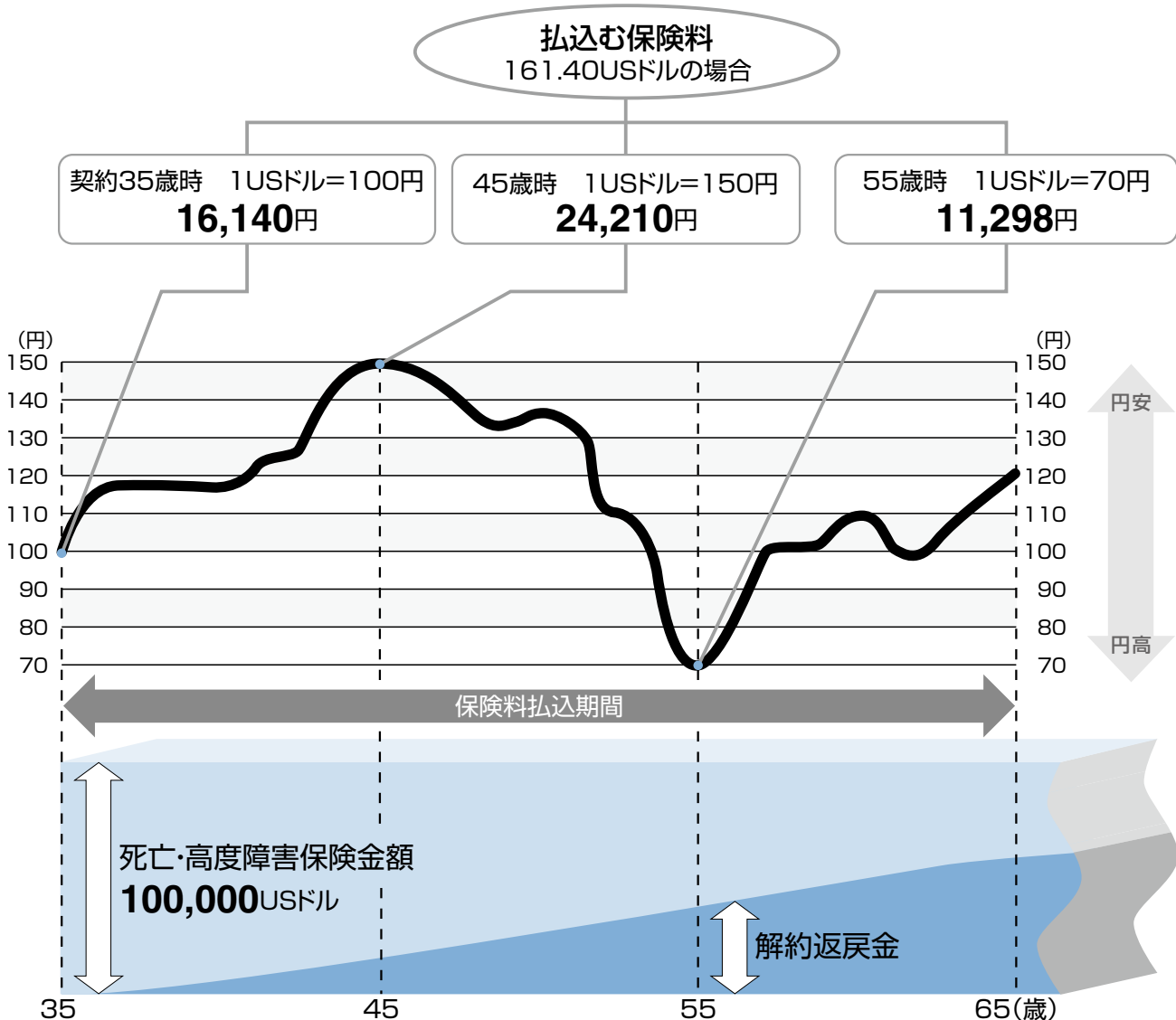
- 1…円でお払込みいただく保険料はお払込みのたびごとに毎回変動します。
- 2…円でお受取りになる保険金額・解約返戻金額等は変動します。
- 3…貸付金の円での返済金額は変動します。

### ご契約例

契約年齢:35歳(男性) 保険期間:終身 保険料払込期間:65歳  
死亡・高度障害保険金額:100,000USDドル 月払保険料:161.40USDドル(高額割引制度適用)

### 1…円では保険料をお払込みいただく場合(円換算払込特約)

当社適用レートの変動に応じて、**保険料は増減します。**



※円換算払込特約を一度解約した場合には、解約した日からその日を含めて1年経過するまでは、この特約を再度付加することはできません。

※為替レートは試算であり、将来を約束するものではありません。

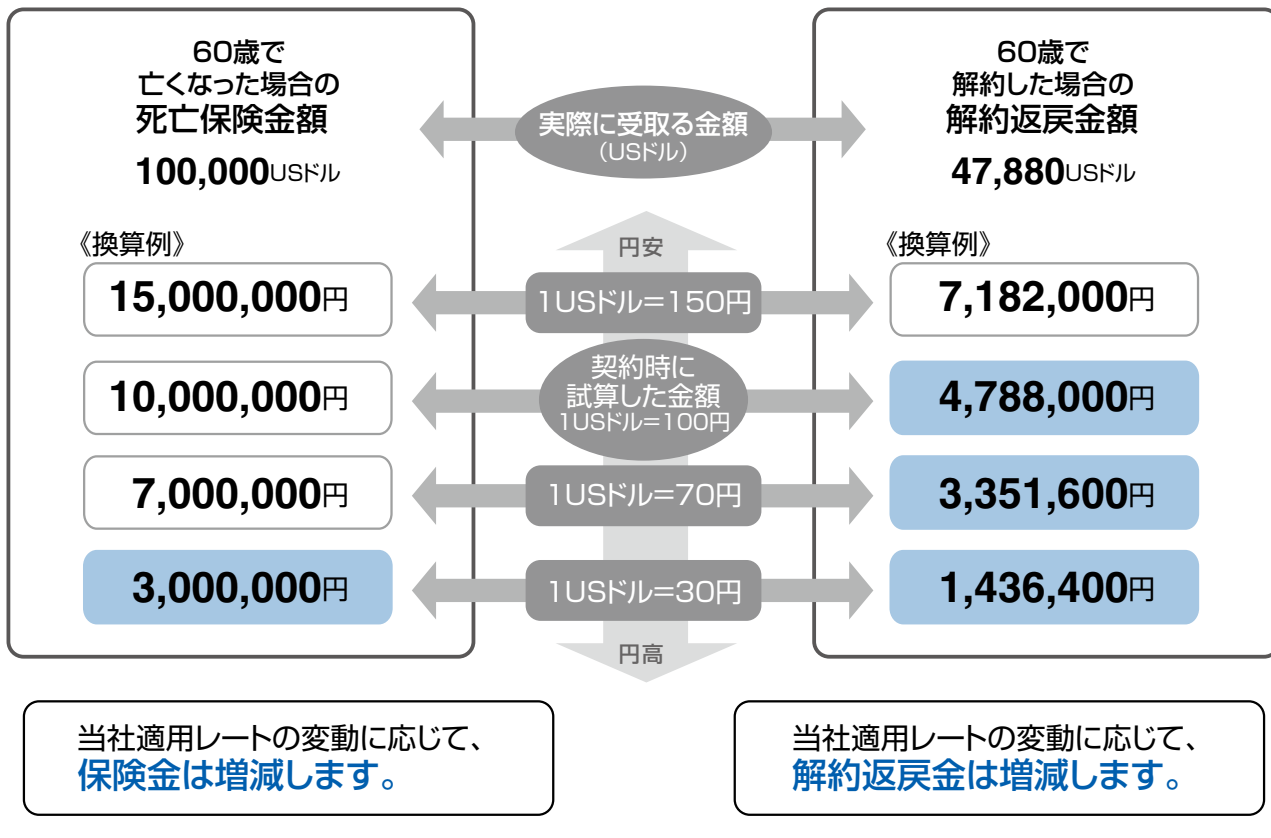
※米国ドルを日本円に換算する際には当社適用レートにより計算されます。詳細は後述の「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。(登録日時点)

## 2 … 円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合(円換算支払特約)

35歳に契約・60歳までの払込保険料総額  
(当社適用レートが保険料払込期間中常に一定だった場合)

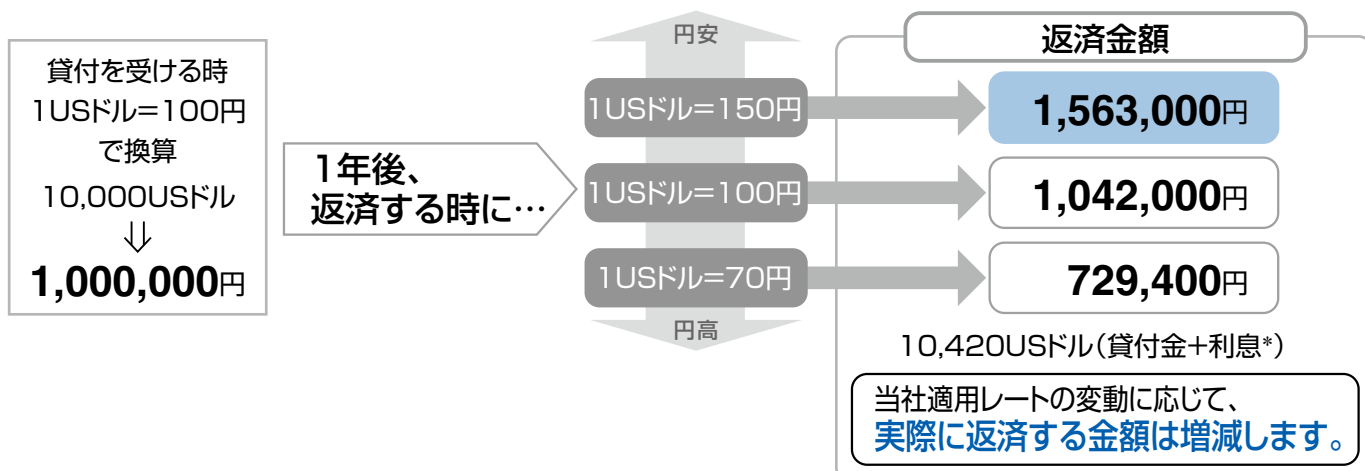
月払保険料: 161.40USDドル  
 保険料払込期間中1USDドル=100円  
 月払保険料(円換算): 16,140円  
 払込保険料総額 **4,842,000円**

当社適用レートの変動に応じて、  
**保険金・解約返戻金が、払込保険料総額を下まわることもあります。**



為替相場の変動によりお受取りになる保険金の円換算額が、ご契約時における保険金の円換算額を下まわる場合や、日本円でお受取りいただく保険金・解約返戻金の額が、日本円でお払込みいただいた保険料の合計額を下まわる場合があるため、損失が生じるおそれがあります。

## 3 … 円で貸付金の返済をする場合(円換算貸付特約)



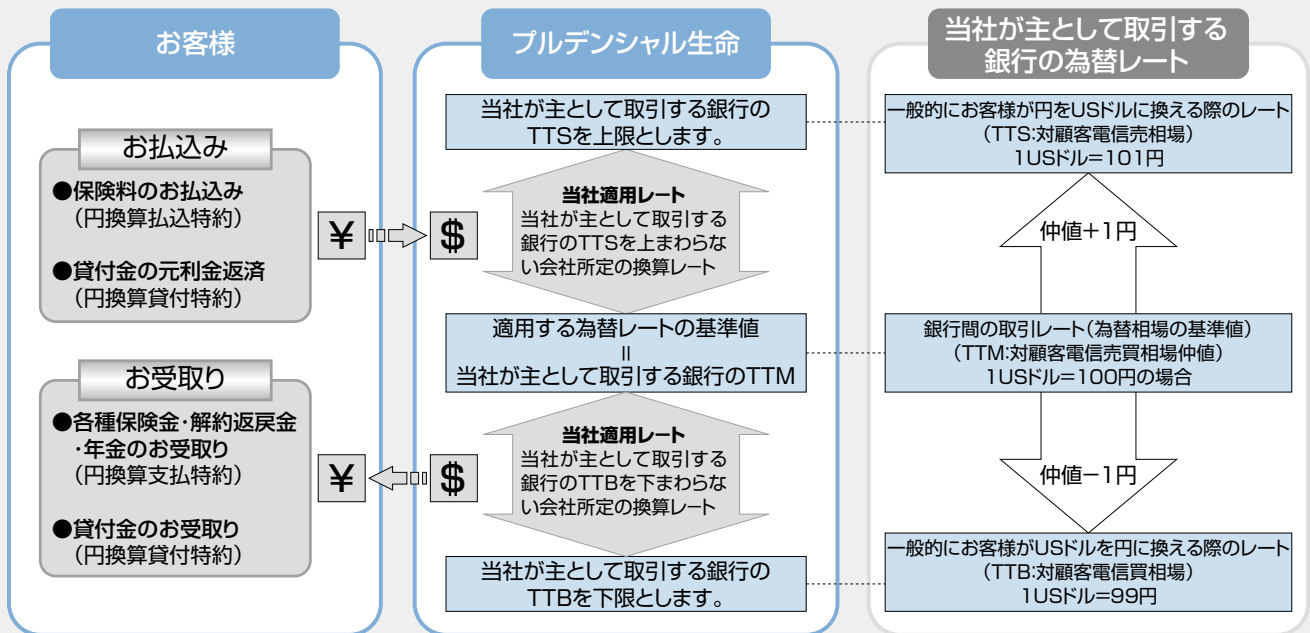
\*契約者貸付にかかる利息は会社所定の利率で計算いたします。

※為替レートは試算であり、将来を約束するものではありません。

※米ドルを日本円に換算する際には当社適用レートにより計算されます。詳細は後述の「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。(登録日時点)

## 為替レートと当社適用レートの関係について

この保険を「円」でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々当社が設定するものです。



- ※円に換算する際の当社適用レートには、為替手数料25銭が含まれております(登録日現在)。なお、為替手数料は、将来変更される可能性があります。
- ※当社適用レートは、当社が主として取引する三菱東京UFJ銀行のTTSを上限、TTBを下限とします。TTM(仲値)とTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なりますが、当該銀行では現在のところそれぞれ仲値±1円となっています(登録日現在)。
- ※換算基準日が東京外国為替市場の休業日にあたる場合は、その直前の東京外国為替市場の営業日を換算基準日とします。

### 《 参考 》

#### ■円高とは…

円の相場が外国通貨の相場に対して、それまでよりも高くなることをいいます。

＝例＝ 1USDドル=100円 ⇒ 1USDドル=90円  
1,000円=10USDドル ⇒ 1,000円=15USDドル

#### ■円安とは…

円の相場が外国通貨の相場に対して、それまでよりも安くなることをいいます。

＝例＝ 1USDドル=100円 ⇒ 1USDドル=110円  
1,000円=10USDドル ⇒ 1,000円=7USDドル

## 適用レートが異なります

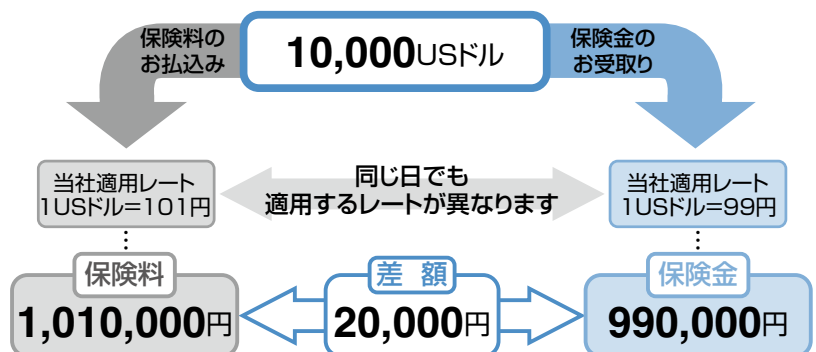
米国ドルを「円」に換算する際、保険料のお支払い等で円に換算する場合と保険金のお受取り等で円に換算する場合は、たとえ「同日」であっても当社適用レートは異なります。そのため、米国ドルでは同額であっても、保険料のお支払いのために要する「円」と、保険金をお受取りになる場合の「円」の実額には差額が生じます。

### 適用レートによる円換算額における差額例

米国ドルを「円」に換算する場合、「保険料のお支払い等に使用する当社適用レート」と「保険金等のお受取りに使用する当社適用レート」は、同日であっても最大で2円の差(現行)が生じる可能性があります。

※詳細は、上記「為替レートと当社適用レートの関係について」をご覧ください。

したがって、例えば、当社適用レートの差が2円である場合、同日に10,000USDドルの保険料を円でお支払いいただき、一方では同じ10,000USDドルの保険金を円でお受取りいただくとすると、それぞれの円に換算した金額は右記のとおりとなります。



## 円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約の「円換算基準日」「円換算レート」について

内 容		換算基準日	換算レート(当社適用レート)
<b>円換算払込特約</b>			
保険契約者が 会社に払込む 金額(なお、保険料 には特約保険料 および特別保険料 も含まれます。)	●第1回保険料の払込 ●第1回保険料相当額の払込	払込む日の前日	会社所定の換算レート(た だし、対顧客電信売相場(TTS) を上まわることはありません。)
	●保険契約を復活する場合の延滞保険料および責任準備金の 差額の払込 ●原保険契約へ復旧する場合の会社所定の金額の払込		
	●契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険 料等を払込む場合		
	●第2回目以降の保険料(次回以降の保険料)の払込	払込む日の属する月 の前月末日	
<b>円換算支払特約</b>			
会社が 保険契約者等に 支払う金額	●主契約における死亡保険金・高度障害保険金の支払 ●主契約における解約および減額による解約返戻金の支払 ●支払方法選択特約*における年金支払の死亡一時金または 未払金の現価の支払 ●支払方法選択特約*における据置支払の支払金額の支払(据 置期間満了前) ●割増年金支払特約における年金支払の死亡一時金または未 払金の現価の支払 ●リビング・ニーズ特約の保険金の支払 ●介護前払特約の介護年金の支払	請求に必要な書類が 会社に到着した日の 前日	会社所定の換算レート(た だし、対顧客電信買相場(TTB) を下まわることはありません。)
	●支払方法選択特約*における据置支払の支払金額の支払(据 置期間満了後)	据置期間の満了の日 の前日	
	●延長定期保険に変更した際の生存給付金の支払	延長期間満了の日の 前日	
	●支払方法選択特約*における年金支払の年金の支払 ●割増年金支払特約における年金支払の年金の支払	会社が年金を支払う 日の前日	
	●特別条件付保険特約が消滅する場合の解約返戻金の差額 の支払	特別条件付保険特約 が消滅する日の前日	
<b>円換算貸付特約</b>			
会社が 保険契約者に 支払う金額	●契約者貸付を受ける場合の貸付金の支払	請求に必要な書類が 会社の本社または会 社の指定した場所に 到着した日の前日	会社所定の換算レート(た だし、対顧客電信買相場(TTB) を下まわることはありません。)
保険契約者が 会社に 返済する金額	●保険料の自動振替貸付の元利金を返済する場合 ●契約者貸付の元利金を返済する場合	返済する日の前日	会社所定の換算レート(た だし、対顧客電信売相場(TTS) を上まわることはありません。)

\*「支払方法選択特約」とは「保険金等の支払方法の選択に関する特約」です。

## 外貨での支払いまたは払戻しができない場合の取扱いについて

保険契約成立後に、当社は外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約\*に基づき、外貨にて解約返戻金、責任準備金および満期保険金等の支払い、ならびに保険料の払戻しができない場合に限り、外貨を円に換算して取扱うことがあります。

\*この特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 保険料例 保険金額100,000USドルの場合（高額割引制度適用）

払込期間	契約年齢 払込方法	25歳		35歳		45歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
65歳	年払	1,270.90 USドル	1,093.10 USドル	1,851.30 USドル	1,577.10 USドル	3,043.00 USドル	2,569.30 USドル
	月払	110.80 USドル	95.30 USドル	161.40 USドル	137.50 USドル	265.30 USドル	224.00 USドル
75歳	年払	1,166.50 USドル	993.30 USドル	1,616.10 USドル	1,359.20 USドル	2,408.70 USドル	1,991.20 USドル
	月払	101.70 USドル	86.60 USドル	140.90 USドル	118.50 USドル	210.00 USドル	173.60 USドル
終身	年払	1,106.90 USドル	917.60 USドル	1,493.40 USドル	1,207.80 USドル	2,122.00 USドル	1,656.30 USドル
	月払	96.50 USドル	80.00 USドル	130.20 USドル	105.30 USドル	185.00 USドル	144.40 USドル

### ご契約に関する注意事項

- 契約年齢、払込期間、性別等によっては、死亡保険金の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 被保険者が15歳未満の場合、お引受けできる保険金額に一定の制限があります。

#### ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

#### 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている外貨建終身保険（米ドル建終身保険）です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

#### ■生命保険募集人について

当社ライフプランナー（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

#### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「告知書」記入上のご注意を一読いただき、告知書へご記入ください。

#### ■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

#### ■個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりしております個人情報については、当社の「個人情報保護方針」に従い、適切な運用に努めております。詳しくは、当社ホームページ（<http://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

#### ■保険料等の記載について

このパンフレットに記載されている保険料等は登録日現在における当社の料率によるものです。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp>

パンフレットのご請求または保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740**

※携帯電話からもご利用になれます